

◎ 「事業承継計画書策定」関連の主な改正点について

- 申請方法が全面的改正されました。 (旧書式は利用できません) R3.5.21
- 【親書式3】 事業承継診断シート及び裏面の事業承継計画(A)を作成後PDFで送付下さい。
- 受付後にセンターの エリアコーディネーターが事業主と面談 します。
- 【親書式3】 並びに面談内容により、センターの承継コーディネーターが 「事業承継計画書策定支援」の必要を判断 します。

- ・従業員を含む第三者への事業承継の場合は、策定にあたり一定の要件が必要となりました。個別にご相談に乗らせていただきます。
(今年度より「計画書策定支援」は原則相続権が発生する親族が後継者である事が条件となりました)
- ・代表者変更が済んでいて、株式評価のみを目的としている場合は 専門家派遣の対象外 となります。
(代表者変更はこれから。株式譲渡が課題で株式譲渡を計画に組入れる場合は支援の対象となります)
- ・その他、現時点で「事業承継計画書策定」の支援をする必要が無いと判断される場合は、「事業承継計画書策定」支援のタイミング等をアドバイス させていただきます。
(後継者が学生等、現時点での実効性が明確でないもの、後継者へのヒアリングが出来ない等)

◎ 専門家の皆様へのお願い事項 ◎

- ・【親書式6-1】外部専門家支援依頼の「3.相談内容」を深掘した「事業承継計画策定」をお願いします。
- ・事業承継計画書(B)にあたり、代表者・後継者各自へのヒアリングと、その後、一緒のヒアリンを行い「事業承継計画策定支援」に取り掛かるように心掛けて下さい。
- ・「事業承継計画書(B)」作成後、代表者・後継者に内容を説明して同意を確認して下さい。
同意確認後、必ず代表者・後継者から自筆の署名・捺印を徴求して下さい。
- ・「事業承継計画書(B)」は【親書式6-1】外部専門家支援依頼より 3か月以内 に作成をお願いします。



※ 謝金についての説明

- 今年度より「事業承継計画書策定」の 専門家派遣を3回以内 とします。
- 「事業承継計画書策定」は3回以内の派遣の中で 「事前ヒアリング」～「計画書の説明・内容の同意」 までを仕上げて提出をお願いします。
- 3回以内の派遣で計画書を作成し1回あたり55,000円(消費税込み)の謝金をお支払いします。
(事業承継の内容によっては2回での作成を依頼する場合がございますので予めご了承下さい)
- 派遣1回での支援時間・内容は専門家の皆様に一任しますが、【親書式6-3】専門家相談実施報告書にて支援内容を確認させていただきます。成果物が確認できない場合は謝金をお支払い出来ません。